平成２８年（フ）第３９２号
仙台市若林区南小泉３丁目９番１号
破産者　株式会社グリーンダス
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６２６号
仙台市青葉区堤町１丁目１番２号
破産者　アクテス石材株式会社
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３２２号
仙台市宮城野区東仙台３丁目13番61―401号
破産者　株式会社ライトニング
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７６号
茨城県日立市東大沼町１丁目２番13号
破産者　株式会社小室製作所
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第１１９２号
埼玉県川口市大字東本郷689番地
破産者　株式会社フジ工業
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３９４号
千葉県流山市平和台５丁目385番地の６　グランヒルズ207
破産者　杉澤昂太朗
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５９４号
千葉県松戸市殿平賀173番地の５
破産者　関根　幸作
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６０２号
千葉県野田市東宝珠花555番地１　リオ・グランデ203
破産者　菅沼　和喜
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６０８号
千葉県柏市花野井746番地35　アスセーナＤ－２号
破産者　髙畑　晴義
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１０６号
千葉県東金市極楽寺425番地213
破産者　田村　静雄
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第６５３１号
埼玉県川越市下赤坂557番地５号
破産者　株式会社飯田
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５３２号
埼玉県川越市下赤坂557番地５
破産者　株式会社トラベルカフェ
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５３３号
埼玉県川越市下赤坂557番地５
破産者　株式会社ティーツー
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７９８号
千葉県市川市大洲３丁目15―５―112
破産者　金子陽一郎
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９４６号
横浜市鶴見区岸谷４丁目３番25号
破産者　株式会社加藤商会
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１６号
静岡県牧之原市松本183番地
破産者　有限会社かわた茸園
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４０７号
静岡市清水区押切1508番地の３
破産者　株式会社開発軌道
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９４８号
大阪市中央区東心斎橋１丁目７番９号
破産者　有限会社ドゥミルアンドコー
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２７２号
大阪市天王寺区玉造本町10番10号
破産者　山田印刷株式会社
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０４５号
大阪市東住吉区矢田４丁目２番10号
破産者　常盤建設株式会社
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２４２号
大阪市中央区南船場３丁目１番７号日宝東心斎橋ビル６階
破産者　有限会社アリア
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８６２号
大阪府吹田市春日４丁目７番１―812号
破産者　株式会社エヌケーシー
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部